



都留市フリースクール利用料助成事業補助金制度のお知らせ

都留市では不登校児童生徒がフリースクールを利用した場合に、その利用料(授業料)を補助する事業を実施しています。

この補助金制度を通じて不登校児童生徒が自身に合った環境で学ぶことを選択できるようになることや、保護者の経済的負担の軽減を目的としています。

1. 対象者

小学校、中学校、特別支援学校の小学部及び中学部に在籍し、学校からフリースクールの利用を指導要録上の出席扱いとして認められている不登校児童生徒の保護者であって、次の要件を満たす方を対象としています。

- (1) 本市に住所を有し、不登校児童生徒と同居していること。
- (2) 次のいずれかに該当する世帯であること。

ア 就学援助世帯

イ ひとり親世帯

ウ 多子世帯(未就学児を含む 22 歳までの就学中の子どもが 3 人以上いる世帯)

※イ、ウについては都留市フリースクール利用料助成事業補助金交付要綱に定める所得に関する要件を満たす方が対象となります。



2. 補助対象経費及び補助金の額

補助金の交付の対象となる経費は、不登校児童生徒が利用する施設に対して保護者が支払う施設利用料(授業料)に該当するものです。登校児童生徒 1 人につき月額 3 万円が限度となります。

3. 申請の方法

都留市フリースクール利用料助成事業補助金交付申請書(様式第 1 号)に必要書類を添えて、教育委員会に提出してください。

4. 実績報告について

交付決定を受けた方は、別途定める提出期間内に、都留市フリースクール利用料助成事業補助金交付実績報告書兼請求書(様式第 5 号)に必要な書類を添えて、提出してください。

※要綱や必要な様式は都留市ホームページ「都留市フリースクール利用料助成事業補助金について」のページに掲載しています

(<https://www.city.tsuru.yamanashi.jp/soshiki/gakkoukyouiku/gakkoukyouikutantou/14871.html>)

※この補助金の申請をされる方は、都留市教育委員会学校教育課 までお問合せください

◎お問い合わせ先：都留市教育委員会 学校教育課 学校教育担当 TEL:43-1111